

## 第 1 3 2 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 4 年 3 月 1 8 日（金）午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 4 年 3 月 1 8 日（金）午前 9 時 4 1 分
- 3 閉会の日時 令和 4 年 3 月 1 8 日（金）午前 1 0 時 4 1 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 多目的ホール
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 9 名 欠席 1 名

	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
会長（1）	浮田 孝允	出席	5	奥田 哲也	出席
職務代理人（6）	岸本 博	出席	7	串田 修	出席
2	大森 美也子	欠席	8	今東 徳雄	出席
3	大森 勇二	出席	9	延澤 強哉	出席
4	岡本 五樹	出席	1 0	雪本 泰嗣	出席

### 6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会副会長 石井 治夫  
 東区協議会長 岡崎 章二

事務局 担当局長 井上 満千夫 参事 佐藤 孝司  
 総務・農政担当課長 菱川 真輔 参事監 真田 明彦  
 担当課長補佐 竹田 了久 農地担当係長 橋本 聡実  
 主任 川田 秀紀

### 7 傍聴者 0 名

### 8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等
- (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
  - (2) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
  - (3) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
  - (4) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について

- 報 告
- (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について
  - (2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
  - (3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
  - (4) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について

第 2 号議案 農政関係等について

- 申 請 等 (1) 農政関係等について

(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

5番 奥田 哲也

7番 串田 修

10 議事の内容

議長 みなさんご苦労様です。それでは、ただいまから第132回岡山市第二農業委員会総会を開会します。

議長 本日の議事録署名委員を指名します。5番 奥田 哲也委員、7番 串田 修委員をお願いします。

議長 それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

橋本係長 議案の訂正はありません。

また、2月18日の総会で許可の議決がなされ、2月28日の岡山県農業会議に諮問した、中区藤崎の露天資材置場の5条転用許可申請につきましては、許可相当との答申があり、許可指令書を交付していますので報告します。

以上です。

議長 それでは、申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から東区の説明をお願いします。

橋本係長 1ページ1番、新規農による所有権移転です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、許可後、農業委員会が定める下限面積40アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.1ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、増反による所有権移転です。受人は現在、約2.9ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、増反による所有権移転です。受人は現在、約2.9アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、許可後、農業委員会が定める下限面積40アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約11.4ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えま

す。

6番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約1.2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.3ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約78アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約1ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約1.4ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、新規農による所有権移転です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、許可後、農業委員会が定める下限面積40アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番と13番は受人が同一ですので、まとめて説明します。12番は受贈による所有権移転、13番は増反による3年間の使用貸借権の設定です。受人は現在、約19アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、許可後、農業委員会が定める下限面積40アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、増反による所有権移転です。受人は現在、約87アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、増反による所有権移転です。受人は現在、約2.6ヘクタール耕作して

おり、非耕作地はありません。農地所有適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約79アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受贈による所有権移転です。受人は現在、世帯で約34アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、増反による所有権移転です。受人は現在、約19アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、許可後、農業委員会が定める下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 1番から18番までの18件について審議した結果、事務局の説明のとおり、許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 東区協議会の報告がありました、委員さん、何かご意見がありますか。  
全員 ありません。

議長 それでは、申請等(1)については、1番から18番までの18件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

議長 次に、申請等(2)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

川田主任 3ページ1番、申請地は、農用地で、転用目的は露天資材置場です。永久転用目的の一時転用申請で、期間は許可日から3年間です。

受人は、中区江並にて土木・建築工事業を営む者で、公共工事の元受けを受注し売上高も順調に上昇しており、既存の資材置場が手狭になったため、一体利用できる隣接地である申請地を賃貸借して、露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないと判断され、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、申請地は、農用地で、転用目的は露天駐車場です。永久転用目的の一時転用申請で、期間は許可日から3年間です。

受人は、中区倉富にて運送業を営む者で、近隣の駐車場の賃貸借契約の解除通告により、従業員駐車場の確保が必要となったため、本社隣接地である申請地を賃貸借して、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないと判断され、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、申請地は、令和3年10月15日付けで農振除外済の案件です。農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場及び露天資材置場で所有権を移転します。

受人は、中区倉益で設備工事業を営む者ですが、敷地形状・廃材の増加に伴い既存施設が手狭になったため、隣接地である申請地を所有権移転し露天駐車場及び露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長  
石井推進  
委員  
議長  
全員  
議長  
橋本係長

中区協議会の協議の模様を石井協議会副会長さん、ご報告願います。

1番から3番までの3件について審議した結果、事務局説明のとおり、許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

中区協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。  
ありません。

次に、事務局から東区の説明をお願いします。

3ページ4番と5番は、同じ地域で関連がありますので、まとめて説明します。  
申請地は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅です。

4番の受人は、東区西大寺松崎の借家に親子2人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、勤務先と実家に近い申請地を所有権移転しようとするものです。

5番の受人は、倉敷市四十瀬の借家に妻と子供1人の3人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、勤務先と妻の実家に近い申請地を所有権移転しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場です。

受人は、北区番町一丁目に本店を置き、運送業を営んでいますが、事業拡大により、東区沼の営業所の従業員の駐車場が不足しているため、現駐車場に隣接する申請地を所有権移転しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、令和4年3月17日付で農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅です。

受人は、瀬戸内市長船町の持家に1人で居住していますが、再婚したため、現住居を長男に譲渡し、父の居住地に近い、父所有の申請地に使用貸借権を設定しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場です。

受人は、東区瀬戸町万富に居住していますが、宅地内の駐車場が狭く、来客や子供たちが道路に駐車する状況になっているため、現住居に隣接する申請地を所有権移転しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 4番から8番までの5件について審議した結果、事務局の説明のとおり、許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 東区協議会の報告がありました、委員さん、何かご意見がありますか。  
全員 ありません。

議長 それでは、申請等(2)については、1番から8番までの8件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

議長 次に、申請等(3)岡山市農用地利用集積計画しゅうせきの決定について(所有権の移転)を審議します。事務局から説明をお願いします。

橋本係長 4ページ1番の1件で、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が行う売買事業で、財団から農地の担い手への所有権移転です。

今回の計画内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、東区協議会では原案どおり決定意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

全 員 ありません。

議長 それでは、申請等（３）については、原案のとおり決定します。

議長 次に、申請等（４）農地法第３条の３第１項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

川田主任 ５ページ１番から７ページ１１番までの１１件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類はすべて所有権で、内容をご覧のとおりです。あっせん等の希望はありません。各地区協議会では、いずれも問題なく受理の意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

全 員 ありません。

議長 それでは、申請等（４）については、１番から１１番までの１１件を受理と決定します。

次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

川田主任 報告（１）農地法第４条第１項第８号の規定による転用届は、８ページ１番から９番までの９件で、転用目的は貸老人施設１件、共同住宅３件、共同住宅・露天駐車場１件、露天駐車場１件、自己住宅１件、福祉施設２件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第５条第１項第７号の規定による転用届は、９ページ１番から９番までの９件で、転用目的は、露天駐車場３件、宅地造成１件、露天資材置場２件、住宅用地１件、共同住宅１件、自己住宅１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知は、１０ページ１番から１３ページ２０番までの２０件です。解約理由は、耕作目的が１４件、転用目的が６件で、離作料は記載のとおりです。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届は、１４ページ１番から３番までの３件で、内容は、農業用倉庫１件、カーポート、農業用倉庫１件、農業用通路１件です。

以上です。

議長 これらの報告について、ご意見、ご質問はありませんか。

全 員 ありません。

議長 何もないようでしたら、以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして、第２号議案、農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第２号議案について説明。

議長 第２号議案、農政関係等について、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 　　それでは、以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。最後に何かご意見等がありますか。

串田委員 　　法務局が地目変更を認めた農地についてだが、農業委員会は法務局からの照会に対して回答しなかったのか。

事 務 局 　　原状回復命令の可能性があると回答したが、法務局の判断で認められたようだ。

奥田委員 　　実効性は別として、原状回復命令はできるのではないか。

事 務 局 　　今回のケースは、地目変更後に所有権も移転しているため、現所有者に対して原状回復命令はできない。

事 務 局 　　今回のケースは非常に悪質だが、新たな違反を生まないように目を光らせて、未然に防ぐしかないのではないか。

岸本職務  
代 理 者 　　それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。

　　これもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時41分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議 長

署名委員

署名委員